

【農林業振興支援事業奨励補助金について】

「農林業振興支援事業奨励補助金交付要綱」で定める事業

事業の種類	補助対象者	補助対象経費	補助率	添付書類										
有害鳥獣用防護柵購入事業	有害鳥獣用防護柵を購入する個人	<p>農作物被害を防止するために設置する電気柵、ネット柵、トタン柵及びワイヤーメッシュ柵の設置に要する経費</p> <p>【補助対象外経費】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設置後の維持管理経費及び修繕費用 ・既に有害鳥獣用防護柵を設置している農地に同一種類の柵を設置する経費 ・有害鳥獣用防護柵を設置した日から起算して、次に定める償却期間を経過するまでの更新費用 <table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>償却期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電気柵</td> <td>8年</td> </tr> <tr> <td>ネット柵</td> <td>5年</td> </tr> <tr> <td>トタン柵</td> <td>8年</td> </tr> <tr> <td>ワイヤーメッシュ柵</td> <td>8年</td> </tr> </tbody> </table>	種別	償却期間	電気柵	8年	ネット柵	5年	トタン柵	8年	ワイヤーメッシュ柵	8年	補助対象経費の2分の1以内、ただし、5万円を上限とする。	<p>【交付申請時】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・購入する防護柵の金額がわかるもの ・防護柵を設置するのうちの位置図 ・防護柵設置前の写真 <p>【実績報告時】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防護柵設置後の写真 ・支払を証する書類
種別	償却期間													
電気柵	8年													
ネット柵	5年													
トタン柵	8年													
ワイヤーメッシュ柵	8年													
中北部いちじく栽培支援事業	多田・東谷地区でいちじく栽培を行う者	凍害対策資材等の購入に要する経費	補助対象経費の2分の1以内、ただし、5万円を上限とする。	<p>【交付申請時】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・購入する凍害対策資材等の金額がわかるもの ・凍害対策資材等の施工農地の位置図 ・凍害対策資材等の施工前の写真 <p>【実績報告時】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施工後の写真 ・支払を証する書類 										
地域農産物直売支援事業	市に直売活動又は直売所を登録した者	<p>直売活動又は直売所の設置・更新に要する経費</p> <p>【補助対象外経費】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・直売所設置後の維持管理経費及び修繕費用 ・直売所を設置した日から起算して償却期間5年を経過するまでの更新費用 	補助対象経費の2分の1以内、ただし、5万円を上限とする。	<p>【交付申請時】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・収支予算書 ・直売活動又は直売所の位置図 ・直売所の場合、設置・更新前の写真 <p>【実績報告時】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・直売活動の場合、農産物等を販売していることがわかる写真 ・直売所の場合、設置・更新後の写真 ・支払を証する書類 										